

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		訂正請求に対する措置	
根拠法令及び条項		<p>個人情報保護に関する法律第93条 (訂正請求に対する措置)</p> <p>第93条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	
所管部課係名		総務部総務課情報公開係	
審査基準	審	<p>個人情報保護に関する法律第90条及び第92条 (訂正請求権)</p> <p>第90条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第98条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この節において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 二 開示決定に係る保有個人情報であって、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この節及び第127条において「訂正請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。 (保有個人情報の訂正義務)</p> <p>第92条 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。</p>	
	査	関係条項	
	基	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>第92条の「訂正請求に理由がある」とは、第90条の「自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でない」ときをいう。したがって、訂正の対象となるのは、住所、氏名、性別、年齢、家族構成、日時、金額、面積等の客観的事実の記録であり、評価、判定等の価値判断を伴うもので正誤の判断が客観的にできないものは対象外となる。ただし、事実誤認に基づく評価、判定等に関する部分は対象となる。</p>
	準	参考事項	
標準処理期間	設定等年月日	平成17年4月1日設定(令和5年4月1日最終変更)	
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	<p>総日数 訂正請求があった日から30日以内 (個人情報保護に関する法律第94条第1項)</p>	
	設定等年月日	平成17年4月1日設定(令和5年4月1日最終変更)	